

亀山市告示第130号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定による土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供することについて、平成28年4月1日付け亀山市告示第106号において定めた期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者については、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

平成28年4月28日

亀山市長 櫻井 義之

指 定 地 域
熊 本 県